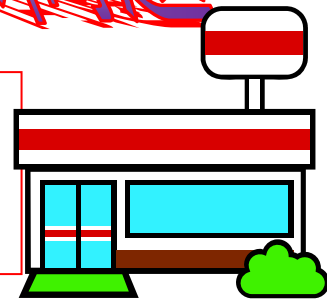


全国一斉

# コンビニフランチャイズ問題



1 1 0 番



## 弁護士が無料で臨時電話に対応します

現在コンビニエンスストアは全国に約4万5千軒。本当に日常生活にかかせない商業施設です。

2009年6月22日、公正取引委員会が「見切り販売」をさせない本部の行為は独占禁止法違反（優越的地位濫用）であると認定したように、加盟店と本部の間には様々な問題があると指摘されています。

しかし、加盟店の声はなかなか外部に聞こえてきません。

コンビニ業界のより健全な運営を実現するため、この110番で広く事情を調査し、適切な法令や運用の実現をはかりたいと考えます。

ぜひ、あなたの声をお聞かせ下さい！

**10月8日(木)午前10時～午後3時**

TEL : 011—233—1850

主催：札幌弁護士会・日本弁護士連合会

問合わせ先：札幌弁護士会（TEL：011—281—2428）

※問い合わせ先電話番号と相談用電話番号は異なります。

お間違えのないようご注意ください。

10月5日(月)～9日(金)を中心に全国各地で実施します。

面接相談を行うところもあります。

詳細は日弁連ホームページ (<http://www.nichibenren.or.jp/>) をご参照ください。

